

平成30年11月5日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、公表します。

処分に係る職員の所属、職、年齢及び処分の内容	福祉こども部長（54歳） 減給10分の1 1か月 福祉こども部福祉課長（50歳） 減給10分の1 1か月 福祉こども部こども課課長補佐（46歳） 戒告
処分の理由	(概要) へきなん福祉センターの2階駐車場屋根の設置及び撤去に関連し、不適正な事務処理を行い、建築基準法に違反したこと。また、一連の事務について、説明責任を欠いたこと。これらにより、市の事務執行に対する信用を著しく損なった。 (処分理由) 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号（法令違反及び職務上の義務違反）に該当するものとして処分を行った。
処分年月日	平成30年11月5日

【問合せ先】

碧南市総務部 秘書情報課 人事係

電話：0566-41-3311（内線 217）

FAX：0566-41-6868

E-mail：jinji@city.hekinan.lg.jp